

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（講座①②③④／1回目）の開催のご案内

令和8年4月 公益社団法人静岡県薬剤師会

- 主 催** 一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習東海地区調整機構
公益社団法人静岡県薬剤師会、静岡県病院薬剤師会
- 共 催** 一般社団法人薬学教育協議会
- 目 的**

薬学教育協議会が定める認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領及び認定実務実習指導薬剤師養成研修（講習会、薬学教育者ワークショップ）実施要項に基づき、静岡県における養成講習会（新規・更新）を開催し、もって、薬局、病院における受入体制を整備することにより、薬剤師を養成し、県民の健康な生活の確保及び向上に寄与することを目的とする。

4 開催日時、開催方式、場所、定員等

対象／講座	開催日時／開催方式	場所等	定員 *2
新規申請対象／ 講座①②③	令和8年6月7日（日） 13時30分～17時15分 ／集合（対面）	静岡県薬剤師会館 3階大会議室 静岡市駿河区馬淵2丁目16-32 *1	50名
更新申請対象／ 講座④	令和8年6月7日（日） 13時30分～16時15分 ／Web（オンライン）	Zoom ウェビナーを利用したリアル タイム Web 配信	50名

*1:駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。

*2:募集人員を超えた場合、静岡県内の施設を優先いたします。

- 内 容** 別紙プログラムのとおり
- 受講資格**

- 新規申請のための講習会の対象者は、薬学教育協議会が定める「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」の「5. 認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格」を満たす者。
- 更新申請のための講習会の対象者（講座④を受講できる方）は、「認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者」。

※認定実務実習指導薬剤師の認定期限は下記 URL よりご確認ください。

薬学教育協議会ホームページ>認定実務実習指導薬剤師名簿>東海地区
[東海地区認定実務実習指導薬剤師名簿（五十音順）]

https://www.shidou-yakuzaishi.com/cpems/contents/pdf/5_toukai_meibo.pdf

- 受講料** 無料（会員・非会員を問いません）
- 申込方法**

静岡県薬剤師会ホームページ「研修会・講習会等」又は下記 URL、QR コードから、5月14日（木）までに、お申込みください。締切日以前でも定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申込みください。受講の可否は申込締切日以降、メールにて連絡します。

注：新規申請対象者の受講証は「当日配付」の予定ですが、申込日によっては「後日送付」となる

可能性があることをご了承ください。更新申請対象者の受講証は、申込日にかかわらず「後日送付」となります。

[「認定実務実習指導薬剤師養成講習会（1回目）」受講申込フォーム]

<https://forms.gle/RwMUdCDMSYPjy8AY8>



11 当日の持ち物（新規申請対象）

本人確認用の身分証明書の原本（顔写真の付いた会員証、運転免許証など）

12 その他

(1) 受講証の交付について

新規申請対象者のうち、講習会を受講し当該講座（講座①・②・③）の成果報告書を提出した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。（当日配布予定）

更新申請対象者のうち、講習会を受講し当該講座（講座④）の成果報告書を提出した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。（後日送付予定）

(2) 受講証の有効期限について

平成30年4月1日より、受講証に「有効期間」が設けられました。

旧講座（ア・イ・ウ・オ・カ）の受講証の有効期間は令和2年（2020年）3月31日で失効となりましたので、旧講座の受講証をお持ちの方は、改めて新講座①～③を受講し、新規として認定実務実習薬剤師の申請を行う必要があります。

新講座の受講証の有効期間は、講座①～③が受講日から6年間、講座④は3年間です。

薬学教育協議会に認定実務実習指導薬剤師の認定申請を行う際は、必ず受講証の期間内に手続きされますようお願いします。

(3) 【重要】令和9（2027）年4月1日付で「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」（以下、実施要領）が大幅に改訂されます。

受講条件及び認定の要件等が変更されますので、事前に、一般社団法人薬学教育協議会ホームページをご確認ください。

https://yaku-kyou.org/?page_id=11227



(4) 本研修会は、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師制度」の対象研修ではありませんので、研修受講単位は交付しません。

(5) 欠席、キャンセルされる場合は、予め県薬事務局までご連絡ください。連絡のない場合は、事務局から確認の連絡をすることがあります。止むを得ず当日欠席した場合は、後日ご連絡くださいますようお願いいたします。

13 問合せ先 静岡県薬剤師会事務局；業務スタッフ 電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：gakujutsu@shizuyaku.or.jp

認定実務実習指導薬剤師養成講習会プログラム（新規申請対象）

主 催：一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習東海地区調整機構
公益社団法人静岡県薬剤師会、静岡県病院薬剤師会

共 催：一般社団法人薬学教育協議会

開催日時：令和8年6月7日（日）13時30分～17時15分

開催場所：静岡県薬剤師会館 3階 大会議室

プログラム：

13：30 認定実務実習指導薬剤師の新規申請について（5分）

13：35 **講座① 薬剤師の理念**（52分）

14：27 休 憩（7分）

14：34 **講座② 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン**

平成25年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム（25分）

薬学実務実習に関するガイドライン（31分）

15：30 **講座③ 学生の指導（法的問題）、学生の指導（薬局関係）及び学生の指導（病院関係）**

学生の指導（法的問題）（28分）

学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方）（23分）

学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）（24分）

16：45 成果報告書の作成および提出（30分）

17：15 閉会

- | |
|--|
| <p>※ 本講習会は、公開型の講習会であり、県薬会員・非会員を問いません。</p> <p>※ 新規申請対象者のうち、講習会を受講し当該講座（講座①・②・③）の成果報告書を提出した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で「受講証」を交付します。</p> |
|--|

認定実務実習指導薬剤師養成講習会プログラム（更新申請対象）

主催：一般社団法人薬学教育協議会病院・薬局実務実習東海地区調整機構
公益社団法人静岡県薬剤師会、静岡県病院薬剤師会

共催：一般社団法人薬学教育協議会

開催日時：令和8年6月7日（日）13時30分～16時15分

開催方式：Zoom ウェビナーを利用したリアルタイム Web 配信

プログラム：（予定）

13：30 認定実務実習指導薬剤師の更新申請について（5分）

13：35 講座④-1 「臨床における実務実習に関するガイドライン作成の経緯と今後の実務実習への期待」（約8分）

講座④-2 「臨床における実務実習に関するガイドラインの改訂と今後の実務実習への期待」（約5分）

講座④-3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版」と「臨床における実務実習に関するガイドライン」について（約24分）

講座④-4 「平成25年度改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく実務実習とガイドライン」～令和4年度改訂への橋渡し～（約39分）

講座④-5 「概略評価（評価ルーブリック）」（約30分）

講座④-6 「トラブルの防止と適切な対応について」～ハラスメントを防ぐために～（約24分）

15：45 成果報告書の作成および提出について（30分）

16：15 閉会

※ 本講習会は、公開型の講習会であり、県薬会員・非会員を問いません。

※ 更新申請対象者のうち、講習会を受講し当該講座（講座④）の成果報告書を提出した者に対して、薬学教育協議会代表理事名で、「受講証」を交付します（後日送付予定）。
なお、成果報告書については、指定の様式により、受講後1週間以内にオンラインで提出していただきますので申し添えます。